

議案第 28 号

久喜市ごみ処理施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 市のごみ処理施設等の整備に要する経費に充てるため、久喜市ごみ処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 市長は、第 1 条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 2 月 9 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

ごみ処理施設等の建設整備の費用に充てる基金を設置したいので、この案を提出するものであります。